

札幌第5638号
平成30年（2018年）3月27日

市内 居宅介護事業所
同行援護事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

居宅介護及び同行援護における加算等の報酬算定に係る取扱いについて

平素より、札幌市の障がい福祉行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年4月の障害福祉サービスに係る報酬改定により、居宅介護及び同行援護の報酬に、新たな加算等が創設されることとなりました。

このことについて、厚生労働省より、当該減算及び加算の報酬算定に係る取扱いを下記のとおりとする旨の通知が発出されましたので、通知いたします。

記

1 概要

(1) 居宅介護における同一建物減算について

以下のア又はイに該当する者に居宅介護を行う場合は、所定単位数の10%を減算し、ウに該当する者に居宅介護を行う場合は、所定単位数の15%を減算する。

ア 居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者。

イ 上記以外の範囲に所在する建物に居住する者。（当該建物に居住する人数が1月あたり20人以上の場合）

ウ 居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者。（当該建物に居住する人数が1月あたり50人以上の場合）

(2) 同行援護における障害支援区分に係る加算について

以下のアに該当する者に同行援護を行う場合は、所定単位数の100分の20に相当する単位数を加算し、イに該当する者に同行援護を行う場合は、所定単位数の100分の40に相当する単位数を加算する。

ア 障害支援区分3（障がい児にあっては、これに相当する支援の度合）の者。

イ 障害支援区分4以上（障がい児にあっては、これに相当する支援の度合）の者。

2 報酬算定時の取扱い

当該減算及び加算の報酬算定時の取扱いの詳細については、別添1の資料をご確認ください。また、簡易入力システムを用いた同行援護における加算の請求方法については、別添2の資料をご確認ください。

3 添付資料

- (1) 居宅介護における同一建物減算（大規模）の取扱い等について（平成30年3月22日 厚生労働省事務連絡）・・・別添1
- (2) 障がい児に同行援護を提供した場合の障害支援区分に応じた加算の請求方法について（平成30年3月22日 厚生労働省事務連絡別紙）・・・別添2

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市障がい福祉課 給付管理係
Tel 011-211-2938 Fax 011-218-5181
E-mail sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp